

神奈川県監査委員公表第 8 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県労働委員会会長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 3 月 18 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和  
同 高 岡 香  
同 長 峯 徳 積  
同 国 吉 一 夫  
同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名  
労働委員会事務局
- 2 監査実施日  
平成 22 年 9 月 17 日（平成 22 年 8 月 19 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(審査調整課)</p> <p>1 契約事務において、速記業務の委託に当たり、契約書において定められた個人情報の取扱いに係る届出、報告等を行っていないものがあった。また、速記者の資格の確認を行っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、所在が確認できない備品があった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約書記載事項についての認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容及び履行の確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、処分した際に帳簿類の記載漏れがあったものであり、直ちに帳簿上の手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、物品の管理状況を複数の職員により的確に把握し適正な事務執行に努めることとした。</p>